

最終処分場雨水改修工事

一般共通事項及び特記仕様書

令和 7 年度

環境都市部 環境クリーンセンター

一般共通事項

第1条（工事の着手）

1. 工事契約締結後、早期に監督員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督員に提出すること。

第2条（疑義の解釈）

1. 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督員の指示に従わなければならない。
2. 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあった場合は、発注者、受注者で協議するものとする。

第3条（法令関係の遵守）

1. 受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

第4条（施設の保全）

1. 施設構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧しなければならない。

第5条（資格を必要とする作業）

1. 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

第6条（工事終了後の処理）

1. 工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃しなければならない。

第7条（安全管理）

1. 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。
2. 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めなければならない。
3. 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、予め保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督員と協議し、これを遵守しなければならない。
4. 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
5. 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、予め監督員に使用計画を提出しなければならない。
6. 遺方、山廻、覆土、締切、排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。

7. 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督員と協議のうえ、その地域へ適当な柵を設けると共に、立入禁止の表示をしなければならない。
8. 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させると共に、応急措置に対する準備をしておかなければならぬ。
9. 工事現場の秩序を保つと共に、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

第8条（工事写真）

1. 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集し、工事完了後写真帳（デジタルカメラ可）を提出すること。
2. 工事看板には、部品名、工程、寸法等を記載すること。
3. 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督員の立会のもと撮影すること。

第9条（工事用電力及び工事用水）

1. 工事用電力及び工事用水等は発注者が無償で支給するが、予め監督員に許可を得るものとする。

最終処分場雨水排水改修工事 特記仕様書

1 工事の概要

本工事は、逗子市環境クリーンセンター第3最終処分場内における雨水排水設備の改修の他、付帯工事を施工するものである。

2 工事の名称

最終処分場雨水排水改修工事

3 施工の場所

逗子市池子4丁目956番地（逗子市環境クリーンセンター 第3最終処分場内）

4 施工の期間

契約日から令和8年3月31日まで。

5 受注者の資格要件等

- (1)受注者は、入札日以前の過去5年以内に、既設ネットフェンスとの接続を含むネットフェンス設置工事又は、樹脂製側溝設置工事について官公庁発注の施工実績があるものとし、施工実績を提出すること。
- (2)受注者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。）及び、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号。）で定める、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等に該当していないこと。下請負事業者を含むすべての工事関係者についても同様とする。

6 提出書類等（報告書を除く）

受注者は、契約後速やかに次の(1)から(6)までの書類を提出するものとし、工事しゅん工時には(8)の書類を提出しなければならない。

- (1)着手届（第74号様式）
- (2)請負工事現場代理人等選任届（第75号様式）
- (3)施工計画書
- (4)全体工程表（契約日からしゅん工期限まで。）
- (5)契約金額内訳書（受注者の見積書式で可）
- (6)使用材料等承諾書
- (7)請負工事（委託業務）一部下請承認届（第73号様式）（下請負させる場合。建設業許可を有する場合は、許可証のコピーを添付のこと。）
- (8)しゅん工届（第81号様式）
- (9)その他、発注者が指示する書類

7 工事内容

(1) 準備工

受注者は、契約後速やかに施工場所を確認のうえ、施工内容、使用材料等について発注者と協議した上で、施工計画書、全体工程表、使用材料承諾書等を発注者に提出し、現場着手前に承諾を得るものとする。

(1-1) 法面伐採工

- ①施工上支障がある草刈、樹木伐採を行い、倒木、切株等を撤去する。
- ②本工事にて発生した植木ごみは、施工現場内の監督員が指定する場所に指定寸法に裁断のうえ、場内処分とする。

(1-2) 法面切崩し工

施工現場に設置するネットフェンス、樹脂製側溝の設置場所を切崩し、整形する。

(1-3) 搬入・搬出工

- ①クレーン車を使用し、本工事に使用する重機、材料等を施工現場内に搬出入する。
- ②本工事に使用するクレーン車の選択にあたっては、吊上荷重、揚程、ブーム角度等から定格荷重に十分に余裕を持ったクレーン車を選択しなければならない。
- ③使用するクレーン車により特殊車両通行許可を得なければならないものとし、これに係る事務手続き、費用を含むものとする。
- ④クレーン作業については、覆工板を設置するなど、養生等を確実に行い、埋設構造物の破損防止、クレーン転倒事故防止に万全を期さなければならないものとし、安全装置の無効化は絶対にしてはならない。
- ⑤当該搬出入作業は、逗子市池子4丁目952番地の旧浄化センターから行うことができるものとするが、土曜日または、日曜日の午前8時15分から午後5時までの間とし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 撤去工

- ①受注者は、本工事で発生する、残土、土留柵、基礎を含むネットフェンス、樹脂製側溝等の廃棄物を撤去、搬出し、適正に運搬処分するものとする。
- ②廃棄物処理契約書及び、許可証の写し、マニフェストを提出するものとする。

(2-1) 残土搬出処分

掘削、切崩し、整形等の作業にて発生した残土は、全量搬出処理とする。

残余容量が減少するため、最終処分場内へ残土を投入してはならない。

(2-2) 既設土留柵撤去工

埋没、損傷して流用ができない土留柵（鉄アングル、コンクリートパネル等）の撤去を行う。

(2-3) 既設ネットフェンス撤去工

埋没、損傷して流用ができないネットフェンス及び、基礎の撤去を行う。

(2-4) 既設樹脂製側溝撤去工

埋没、損傷して流用ができない樹脂製側溝の撤去を行う。

(2-5) 発生材搬出運搬処分

上記の撤去物を搬出し、適正に運搬処分するもの。

(3) 設置工

流用不可物を撤去した後、土留柵、ネットフェンス、樹脂製側溝を設置するもの。

(3-1) 土留柵設置工

崩落防止用の土留柵を設置するもの。

(3-2) ネットフェンス設置工

①既設同等品以上の H1800 忍び返し付きネットフェンスを既設ネットフェンスと一連となるように接続し、基礎を含め設置するもの。

②ネットフェンスは既設近似色の品物を使用すること。

③片開き門扉を 2箇所設置すること。

(3-3) 樹脂製側溝設置工

①既設同等品以上の W300 樹脂製側溝を既設樹脂製側溝と一連となるように接続し、設置するもの。

②接続部は漏水防止措置を施工すること。

③側溝がネットフェンスを貫通する箇所の加工を含む。

(3-4) 側溝清掃

施工箇所を含む処分場全周の側溝内の堆積土砂を除去するもの。

(4) 付帯工事

上記の他、本工事に当然必要な工事は、本仕様書等に記載が無くとも受注者が責任をもって施工しなければならないものとする。

8 費用負担

(1)本工事にあたり、当然必要な経費等は、設計書、仕様書等に記載が無い場合であっても受注者の負担とする。

(2)本工事に必要な光熱水については、発電機の燃料を除き、発注者が無償で提供するが、予め監督員に許可を得るものとし、受注者は節約に努めるものとする。

9 施工時間

(1)受注者は、現場施工については、原則として祝日を含む月曜日から金曜日の午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。これ以外の時間において施工する場合は、事前に発注者、受注者で協議するものとする。

(2)受注者は、前項の時間外に施工しようとする場合は、必ず事前に監督員に申し出て承諾を得なければならない。

(3)施工場所内には、他社の作業員等が現場に入ることがあるため、相互に支障が生じないように調整をするものとする。

10 関係車両

(1)受注者は、本工事に大型車両を使用しないようにする。やむを得ず大型車を使用する場合は、センター接続路である県道 205 号線が大型車通行禁止区間のため、事前に管轄警察署長から発布される通行許可が必要であるが、担当警察官より指示事項があるため、申請前に必ず、監督員に申し出なければならない。

- (2) 受注者は、許可車両が当該区間を通行する際は、前面窓に当該許可証を外部から容易に確認できるよう確実に掲示するとともに、同許可証に記載の注意事項を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、道路交通法、道路運送車両法、排ガス規制、速度抑制装置取付け、その他、法令等に違反する運搬車両等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、関係車両に過積載をさせてはならない。
- (5) 受注者の関係車両の駐車場所は、監督員の指示によるものとする。

11 安全管理

- (1) 受注者は、関係法令等を遵守し、周囲に十分注意を払い、安全管理に努め、適正な保護具を確実に着用して施工しなければならない。
- (2) 受注者は、天候、気温、風速等、気象状況、熱中症等に十分注意して施工するものとする。
- (3) 受注者は、事故が発生したときは、直ちにけが人の救護及び二次被害の防止措置を行うとともに、発注者に口頭報告した後、書面にて報告しなければならない。
- (4) 受注者が、発注者及び第三者の施設若しくは車両等に損傷又は被害を与えた場合は、受注者の責任と負担において原状復旧しなければならない。原状復旧できない場合は、その損害費用を受注者の負担により賠償しなければならない。
- (5) 受注者は、施工箇所について腐食が著しい焼却灰シートの下側に当たるため、必要に応じて受注者の費用負担により、防護用の仮設天井を設置するものとする。
- (6) 受注者は、焼却灰シートのステージに近い通路及び、ステージ上には車両を進入させてはならない。

12 報告書等

- (1) 受注者は、工事が完了した時は、発注者に報告書等を提出しなければならない。
- (2) 完成図書等の内容、仕様は次のとおりとする。
 - ①工事報告書（A4版ファイル インデックス見出付）紙ベース2部及びCD1枚
 - ア 報告書
 - イ 設計・使用材料数量対比表
 - ウ 当初・実施対比工程表
 - エ 産業廃棄物収集運搬・処分契約書の写し、収集運搬業・処分業許可証の写し
処分完了日記入済マニフェストの写し
 - オ 施工前中後、検査中写真
- (3) 受注者は、工事報告書は、各項目別に見出しをつけて作成するものとし、編集方法については、監督員と協議するものとする。
- (4) 受注者は、工事状況写真撮影は、施工場所、施工状況、施工日等を記載した看板等及び、必要に応じて測定機器を入れて撮影するものとし、場所及び状況等が容易にわかる鮮明な写真とする。
- (5) 受注者は、使用機器材料納品時、完成時に埋没、閉塞し目視確認ができない箇所については、監督員立会いのうえ、写真撮影をしなければならない。

- (6) 受注者は、工事写真については、最初に工程毎の全体の施工前後対比写真を綴り、その後、施工順に綴るものとする。
- (7) その他発注者が指示する書類

13 試験・検査

- (1) 使用材料納品検査
- (2) 外観、流下実施検査
- (3) その他必要と認める検査

14 契約金の支払い

- (1) 受注者は、工事検査合格を経て引渡完了後に、適法な手続きに従って契約金額の支払いを請求することができるものとし、発注者は、請求日から40日以内に支払うものとする。ただし、これにより難いときは、60日以内とする。

15 その他

- (1) 受注者は、納入品及び、発生材の仮置き場所については、監督員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、施工場所内は車内を含め、全面禁煙とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、発注者、受注者双方で協議のうえ、決定するものとする。